

聖籠町難病患者等の医療費助成事業のご案内

聖籠町では、指定難病、小児慢性特定疾患の療養に要した医療費の一部を助成しています。対象者の方は保健福祉課（保健福祉センター）に申請をすれば助成を受けることができます。

■ 対象者

特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾患医療費受給者証をお持ちの方

■ 助成内容

新潟県が実施する特定疾患治療研究事業、小児慢性特定疾患治療研究事業の療養に要した自己負担額のうち、一部負担金に相当する額の 1/2 を助成します。

【例】月の自己負担限度額が 5,000 円の方の場合

通院：自己負担額 9,000 円

↓ 新潟県の受給者証を提示する

自己負担限度額の 5,000 円を医療機関で支払う

↓ 聖籠町の保健福祉課へ申請する

2,500 円が口座振込で戻ってくる

なお、自己負担限度額に達しない場合でも助成対象ですが、対象疾患以外の療養費、文書料など保険がきかない費用は対象外です。

■ 申請方法

以下の必要なものを持って、**診療した日の末日から6か月以内**に保健福祉課（保健福祉センター）にお越しください。（例：4/15 診療 ⇒ 10 月末までに申請）

なお、申請期限内であれば複数回分の医療費をまとめて申請できます。

申請に必要なもの

- ①受給者証 ②自己負担上限額管理表 ③領収書
- ④通帳など振込先口座が分かるもの

お問い合わせ

聖籠町保健福祉課（保健福祉センター）

特定疾患医療費助成担当 ☎0254-27-6511